

七十 第66条の5《国外支配株主等に係る負債の利子の課税の特例》関係

改 正 後	改 正 前
(廃止)	(発行済株式-自己株式)
	66の5-1 <u>措置法第66条の5第3項(同条第7項において読み替えて準用される場合を含む。)の「発行済株式」には、自己株式は含まれないものとする。</u>
(発行済株式-払込未済株式)	(発行済株式-払込未済株式)
66の5-1	66の5-2
(直接又は間接保有の株式)	(直接又は間接保有の株式)
66の5-2	66の5-3
	(注) <u>名義株は、その実際の権利者が所有するものとして同項に規定する特殊の関係の有無を判定することに留意する。</u>
	(新設)
(名義株がある場合の直接又は間接保有の株式)	
66の5-3 <u>措置法第66条の5第3項(同条第7項の規定により読み替えて準用される場合を含む。)に規定する特殊の関係の有無の判定において、名義株は、その実際の権利者が保有するものとしてその判定を行うことに留意する。</u>	
(社債発行差金等)	(社債発行差金等)
66の5-5 法人が、その発行した社債のうち <u>措置法第66条の5第3項(同条第7項において読み替えて準用される場合を含む。)</u> に規定する国外支配株主等(以下「 <u>国外支配株主等</u> 」という。)の有するものにつき、.....	66の5-5 法人が、その発行した社債のうち国外支配株主等の有するものにつき、.....

改 正 後	改 正 前
<p>(短期の前払利息)</p> <p>66の5-6</p> <p>.....その支払った日を含む事業年度の損金の額.....</p>	<p>(短期の前払利息)</p> <p>66の5-6</p> <p>.....その支払った日の属する事業年度の損金の額.....</p>
<p>(負債の利子の範囲)</p> <p>66の5-7</p> <p>(1) 買掛金を手形によって支払った場合において、国外支配株主等に対して 当該手形の割引料を負担したときにおけるその負担した割引料相当額</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p>	<p>(負債の利子の範囲)</p> <p>66の5-7</p> <p>(1) 買掛金を手形によって支払った場合において、<u>同条第3項(同条第7項 において読み替えて準用される場合を含む。)</u>に規定する国外支配株主等 <u>(以下「国外支配株主等」という。)</u>に対して当該手形の割引料を負担した ときにおけるその負担した割引料相当額</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p>
<p>(原価に算入した負債の利子の調整)</p> <p>66の5-9</p> <p>(注) この取扱いの適用を受けた場合には、その減額した金額につき翌事業年 度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、翌連結事業年度) において決算上調整するものとする。</p>	<p>(原価に算入した負債の利子の調整)</p> <p>66の5-9</p> <p>(注) この取扱いの適用を受けた場合には、その減額した金額につき翌事業年 度において決算上調整するものとする。</p>
<p>(総負債の範囲)</p> <p>66の5-12</p> <p>.....貸倒引当金等.....</p>	<p>(総負債の範囲)</p> <p>66の5-12</p> <p>.....<u>貸倒引当金、退職給与引当金等</u>.....</p>